

田上キッズ保育園

運営規程

（事業所の名称等）

学校法人永吉学園が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 田上キッズ保育園
- (2) 所在地 鹿児島市田上4丁目13-15

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 本園は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

2 本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第2条 本園の法第31条第1項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。

- (1) 法第19条第1項第2号に規定する子ども（以下「2号認定こども」という。） 30人
- (2) 法第19条第1項第3号に規定する子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち満1歳以上の子ども 20人
- (3) 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども 10人

（提供する保育等の内容）

第3条 本園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

教育・保育給付認定を受けた保護者（以下「保護者」という。）に係る園児に対し、当該教育・保育給付認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

（保育を行う日及び時間帯）

第4条 保育を行う日及び時間は、次のとおりとする。

(1) 保育を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）及び祝祭日を除く。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

- ・ 午前7時から午後6時まで
- ・ 午後6時から午後7時まで（延長保育）

2 3歳児以上児童は、午前9時までに登園させなければならない。

3 保護者の就労条件その他やむを得ない事情により、前項の規定により難しい場合は、保育園長は、保育時間を繰り上げ若しくは繰り下げにより対処する。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本園に原則として次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 1名
- (3) 保育士 10名 ※園児数の増減により変動する場合もある
- (4) 栄養士 1名 ※園児数の増減により変動する場合もある
- (5) 調理員 1名 ※園児数の増減により変動する場合もある
- (6) 事務主事 1名 ※園児数の増減により変動する場合もある

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

3 職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 園長は理事長が任命し、理事長の指示する業務および委任する業務を行う。

(2) 主任保育士は理事長が任命し、理事長の指示する業務および委任する業務を行う。

(3) 保育士は理事長の命を受け、保育に従事し、保育計画の立案、実施及び記録並びに家庭との連絡等の業務を行い、学校との連携・接続の保育を行うために担当保育士を決め、小学校との研究、協議会を行う。

(4) 栄養士は理事長の命を受け、献立表の作成及び調理業務を行う。

(5) 調理員は理事長の命を受け、調理業務を行う

(6) 事務主事は理事長が任命し、理事長の指示する事務における業務および委任する事務における業務を行う。

(保育料等)

第6条 本園の特定教育・保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）を支払うものとする。

2 本園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。
この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

3 本園は、前項の支払を受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

- (1) 3歳児以上の給食食材費 月額 6,750 円（おかず・ご飯を含む）
- (2) 用品代 20,000 円程度 ※なお金額は販売価格等により変動することがある。（以下同様）
- (3) 保護者会代 500 円／年
- (4) 制服代 夏制服 3,800 円程度、冬制服 6,000 円程度
- (5) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの 園長が定める金額

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第7条 本園は、鹿児島市から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

2 鹿児島市域に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記載し、鹿児島市に申し込むものとする。

3 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

第8条 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

- 5 本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。
- 6 本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。
- 7 本園は、前6項の具体的計画の内容について、職員並びに園児及びその保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示する。
- 8 本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。
- 9 本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回行う。

(虐待の防止のための措置)

第9条 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。